

銀行カードローン問題ホットラインについて（結果報告）

2017年11月22日

日本弁護士連合会

第1 全国一斉銀行カードローン問題ホットラインの実施

日本弁護士連合会では、貸金業法の総量規制の対象外とされた銀行による消費者向け貸付け（銀行カードローン）が急激に増加していることを受け、銀行カードローンの返済等で困っている方のために、各地の弁護士会と協力して、2017年8月1日に、「全国一斉銀行カードローン問題ホットライン」として、全国統一ナビダイヤルでの電話相談を実施した。なお、一部に7月19日に電話相談を実施した会もある。

上記の電話相談において、銀行カードローンの借入れをして返済困難となっている方、その心配のある方、その御家族の方などから、銀行カードローンに関する相談を受けた。相談件数は、合計351件だった。

上記の電話相談の結果について、下記のとおり報告する。ただし、下記に記載した内容は、相談者からの聞き取りについての担当弁護士からの報告に基づくものであり、必ずしも客観的資料により、全て裏付けられているものとはいえないことを付言するものである。

第2 全国一斉銀行カードローン問題ホットラインの集計結果

1 相談者のプロフィール

相談者のプロフィール		
属性	回答数(件)	336
本人	226	67.3%
配偶者	28	8.3%
親	44	13.1%
子	12	3.6%
親族	18	5.4%
友人	1	0.3%
上司・同僚・部下	1	0.3%
その他	6	1.8%

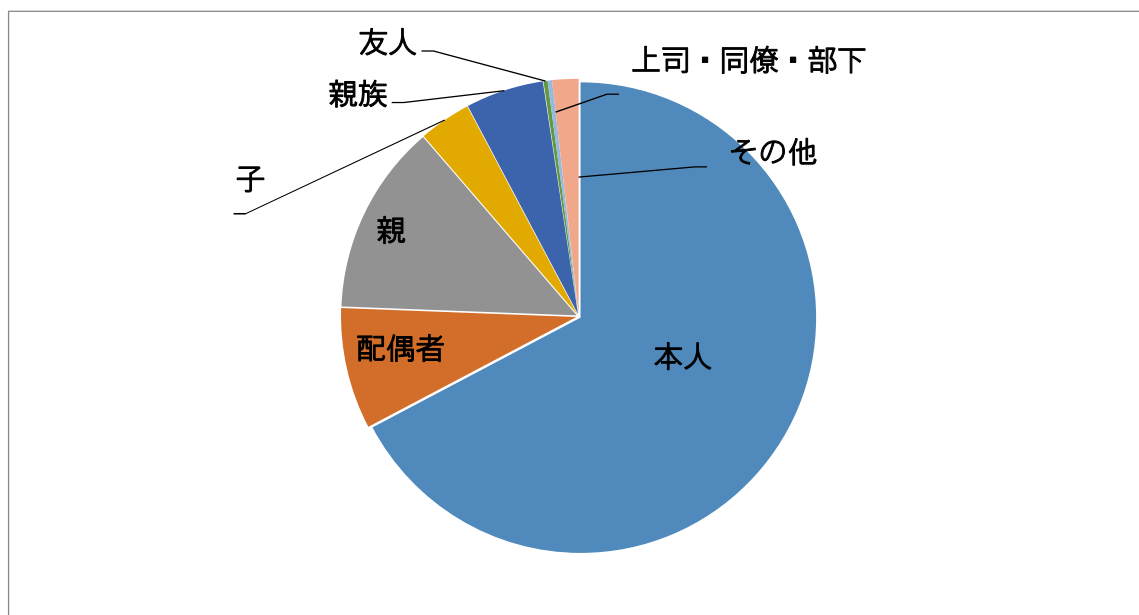


図 1 相談者の属性 (回答数=336)

相談者（電話をかけてきた人）の属性としては、自ら銀行カードローンの借入れをしている本人（67.3%）からの相談が最多であったが、家族からの相談も多かった。配偶者（8.3%）、親（13.1%）、子（3.6%）、親族（5.4%）を合わせると、債務者の親族らからの相談が、3割を超えている（30.4%）。

2 債務者の性別及び年代

債務者のプロフィール		
性別	回答数(件)	308
男性	226	73.4%
女性	82	26.6%
年代	回答数(件)	204
20代	12	5.9%
30代	21	10.3%
40代	35	17.2%
50代	40	19.6%
60代	66	32.4%
70代	25	12.3%
80代	5	2.5%
90代	0	0%

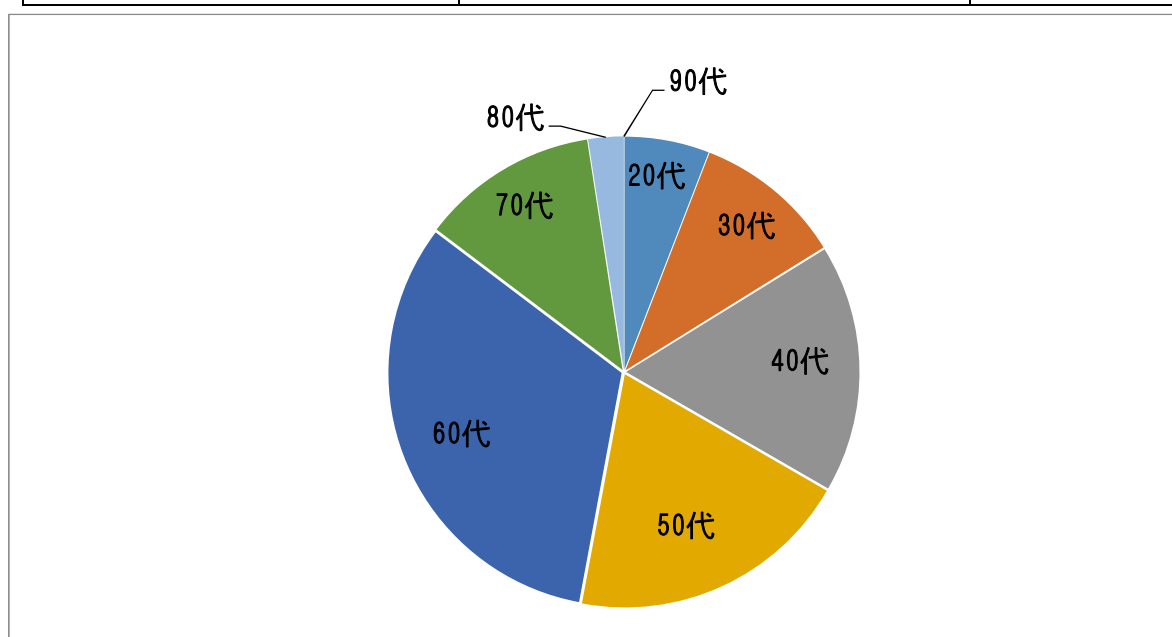


図 2 債務者の年代 (回答数=204)

債務者（銀行カードローンの借入れをしている人）の年齢としては、比較的、高齢者が多かった。60代（32.4%）、70代（12.3%）、80代（2.5%）を合わせると、60代以上の債務者に関する相談が半数近くを占めている（47.2%）。

3 債務者の職業

債務者のプロフィール		
職業(現在の)	回答数(件)	281
会社員	100	35.6%
会社役員	6	2.1%
公務員	2	0.7%
パート・アルバイト・派遣社員	44	15.7%
自営業	29	10.3%
主婦	10	3.6%
失業中	19	6.8%
年金生活者	62	22.1%
その他	9	3.2%

(注1)私学非常勤職員は「パート・アルバイト・派遣社員」に含めた。

(注2)複数職業回答の場合は、両方ともにカウントした。

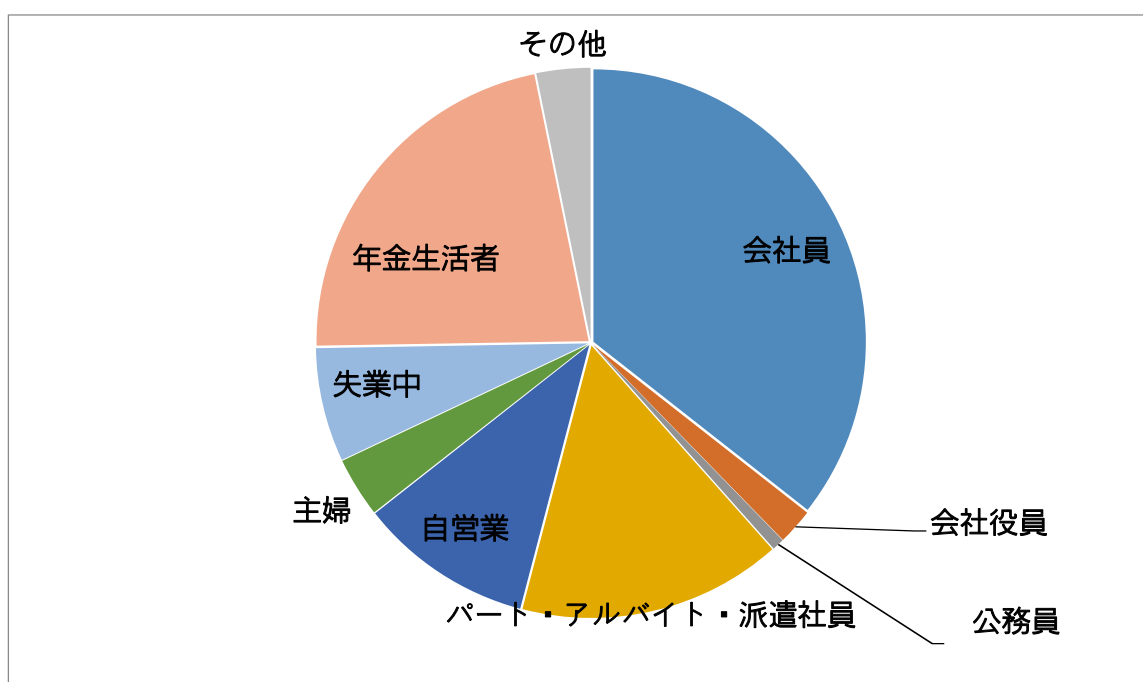


図3 債務者の職業 (現在) (回答数=281)

債務者の職業は、会社員（35.6%）が最多であったが、次いで多かったのが年金生活者（22.1%）だった。また、パート・アルバイト・派遣社員（15.7%）も多かった。失業中（6.8%）というケースも一定の割合を占めていた。

4 借入当時の債務額

債務者のプロフィール		
借入当時の債務額	回答数(件)	160
50万円以下	73	45.6%
50万円超 100万円以下	21	13.1%
100万円超 200万円以下	42	26.3%
200万円超 300万円以下	16	10.0%
300万円超 400万円以下	3	1.9%
400万円超 500万円以下	4	2.5%
500万円超	1	0.6%

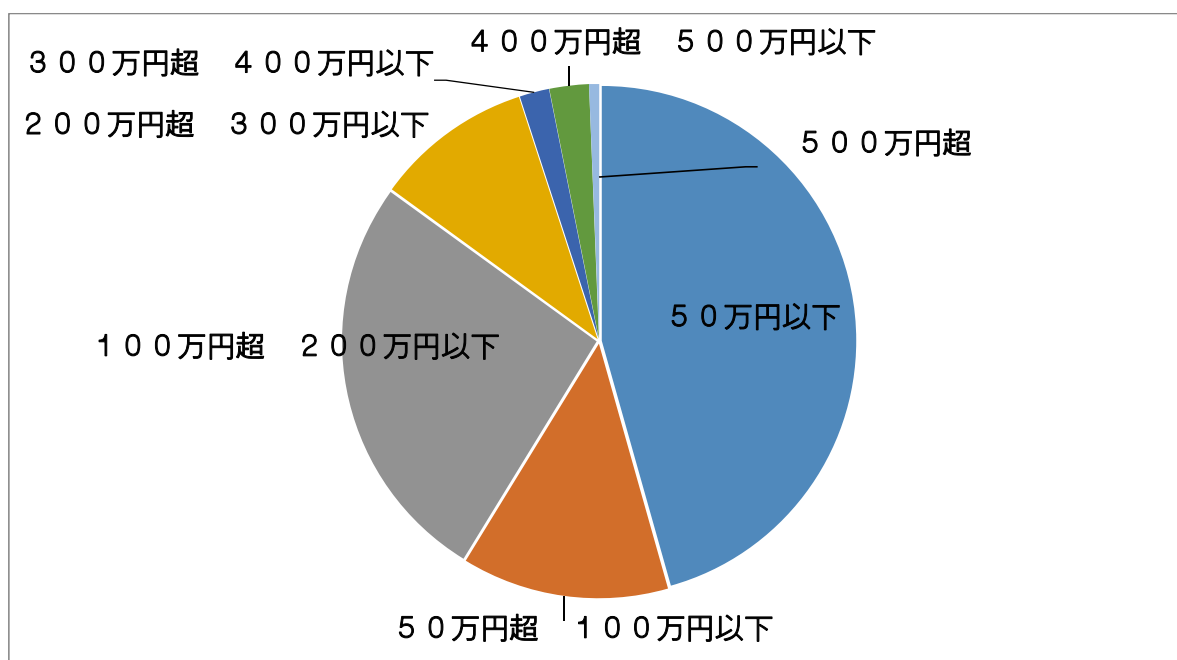


図 4 借入当時の債務額 (回答数=160)

銀行カードローンの借入れをしたときの金額は、50万円以下(45.6%)が最多であったが、100万円超～200万円(26.3%)、200万円超～300万円(10.0%)、300万円超～400万円(1.9%)、400万円超～500万円(2.5%)、500万円超～(0.6%)を合わせると、銀行カードローンの借入れをしたときの金額が100万円を超えている事例が、4割を超えていた(41.3%)。

5 収入証明の提出の有無

債務者のプロフィール		
収入証明の提出の有無	回答数(件)	122
有	45	36.9%
無	65	53.3%
不明・分からない・忘れた等	12	9.8%

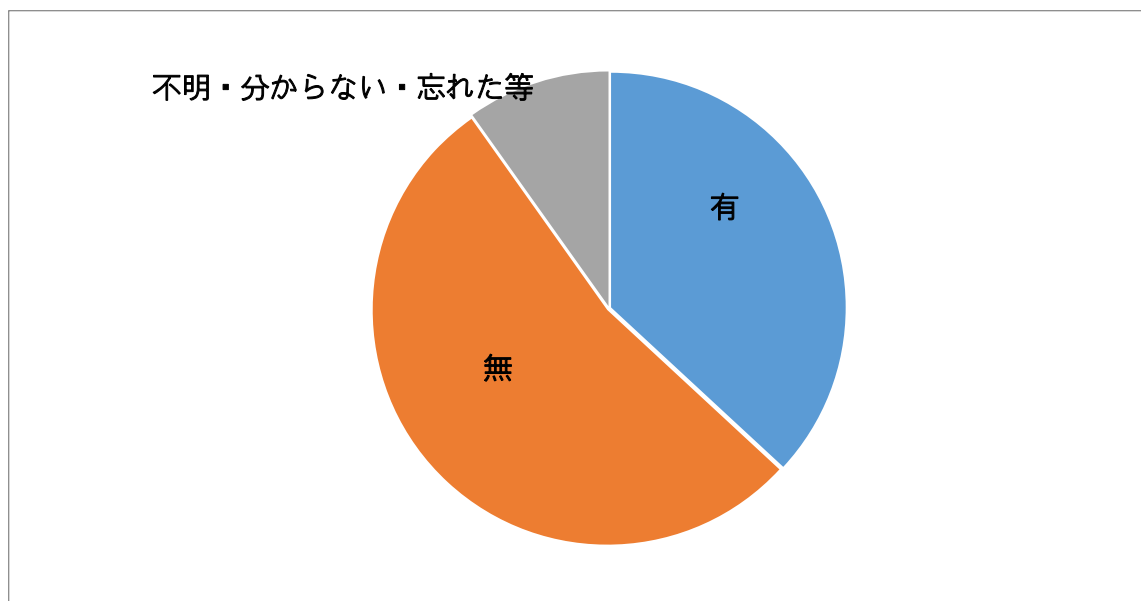


図 5 収入証明の提出の有無（回答数=122）

銀行カードローンの借入れをしたとき、収入証明の提出をしなかった事例が、半分を超えていた（53.3%）。

6 銀行カードローンの借入れをしたときの債務額と年収との比較

債務者のプロフィール		
年収における債務の割合(借入当時の債務額/借入当時の年収)	回答数(件)	160
年収の3分の1未満	77	48.1%
年収の3分の1以上、50%未満	39	24.4%
年収の50%以上、80%未満	19	11.9%
年収の80%以上	18	11.3%
無収入者への貸付	7	4.4%

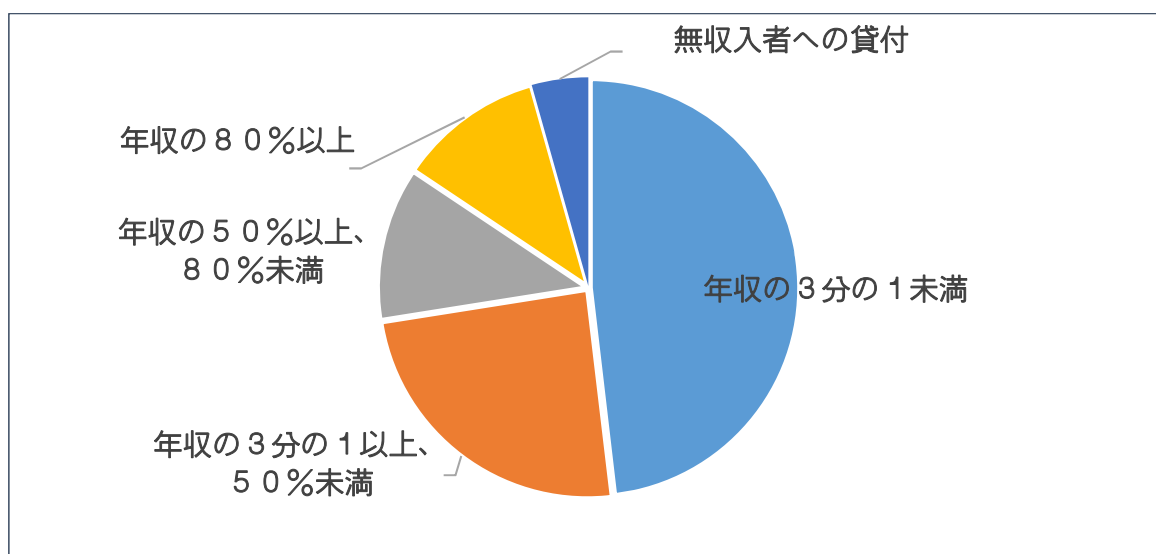


図 6 年収に占める債務の割合（借入当時）（回答数=160）

銀行カードローンの借入れをしたときの債務額が、年収の3分の1未満の事例は半分に満たなかった（48.1%）。逆に、年収の3分の1～50%未満（24.4%）、50%～80%未満（11.9%）、80%～（11.3%）、無収入者への貸付（4.4%）を合わせると、銀行カードローンの借入れをしたときの債務額が年収の3分の1以上となっていた事例が、半分を超えていた（51.9%）。

第3 その他、特記事項等

1 口座開設や住宅ローン契約との抱き合わせ

銀行カードローンに特有の問題として、銀行口座を開設するときにカードローンの契約が付随していた、というものが2件あった。うち1件は、契約時には、借入れができるとは知らなかった、というものだった。

また、ATMで給与の引き出しをするときに、すぐに借入れができる旨のカードローンの案内表示がされているのを見て契約してしまったなど、預金の入出金に際して、銀行カードローンの勧誘がされていたことをきっかけとして契約した、というものが3件あった。

さらに、住宅ローンを組むときに、カードローンの契約をした、というものも2件あった。うち1件は、カードローンの契約をすると金利が安くなる、と勧誘されていた。

預金口座の入出金や住宅ローンの契約に関連して、銀行カードローンの勧誘がされていることがうかがわれる。

2 利息の高さ・残高が減らないこと等

銀行カードローンの利息の高さや、リボルビング取引であるために残高が減らないという問題を指摘するものとして、「払っても元本が減らない」旨を指摘するものが21件あった。

また、「利息が高い、過払いではないか」という指摘・相談は28件にのぼった。法律上は、銀行カードローンは利息制限法に違反しないので、過払いとなることは考えられないが、利息制限法の上限に近い銀行カードローンの金利が、債務者にとっては、重い負担となっていることがうかがわれる。

3 債務者の家族にも波及する問題

債務者の代わりに、家族が支払をしている事例が8件あった。

今回の銀行カードローン問題ホットラインに電話してきた人の属性として、上記のとおり、配偶者（8.3%）、親（13.1%）、子（3.6%）、親族（5.4%）を合計すると、家族らからの相談が3割を超えている（30.4%）ことと合わせて考えると、銀行カードローンの問題が、債務者本人だけでなく、その家族らにも影響していることがうかがわれる。

4 その他

ごく最近（2017年春）でも、銀行からおまとめローンの勧誘をして、年

収の3分の1の貸付けを行っている事例があった。

架空請求と思われるものについて、息子が銀行借入をして、支払ってしまった、というものもあった。借入れができなければ、被害に遭うこともなかったと思われる事例である。

預金口座に生活保護費の入金があるため、生活保護受給者であることは明らかであるにもかかわらず、「カードを作るだけでよいから。」と勧められて、カードローンの契約をしたという事例もあった。

銀行に就職した際、勤務先銀行のカードローンを組まされた、という事例もあった。

銀行の担当者から、銀行カードローンについて、消費者金融で借り換えをするように勧められた、という事例もあった。